

財 関 第 494 号
平成 31 年 4 月 12 日

(各) 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

税 関 局 長 中 江 元 哉

北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について

平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた国連安全保障理事会決議第 1718 号（平成 18 年 10 月 14 日採択）に基づき、同年 11 月 15 日より、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置が実施されており、また、平成 21 年 5 月 25 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 6 月 18 日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止措置が実施されている。

また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払について、原則禁止することが決定され、同年 2 月 26 日より実施されている。

更に、国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、同年 3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸出が禁止されている。

これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 4 月 9 日の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が行われ、本日施行することとされたところである。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と連携を密にし、引き続き、輸出禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について」（平成 29 年 4 月 12 日財関第 505 号）は、廃止する。

記

1. 業務通関における留意事項

人道目的等に該当するものを除き、北朝鮮を仕向地とする輸出は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省と緊密に連携し、当該輸出禁止措置の実効性を確保すること。

更に、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出がなされることのないよう、周辺国等へ輸出される貨物については、関係機関との情報交換を密にし、必要に応じ契約書等の関係書類の確認を行うなど、厳正な審査・検査を実施すること。

また、通関業者等への当該輸出禁止措置の周知に努めるとともに、実効性の確保について協力を要請すること。

なお、北朝鮮向けに国際郵便により送付される貨物についても、輸出貿易管理令第4条（特例）に該当する場合を除き、当該輸出禁止措置の対象となるので、留意すること。

2. 旅具通関における留意事項

船舶及び航空機の乗組員の携帯品及び別送品については、輸出貿易管理令別表第2の2に掲げる貨物（奢侈品）を輸出しようとする場合、規制の対象となることから、北朝鮮の港に寄港することが予想される船舶の乗組員が奢侈品を携帯輸出しようとする際には、仕向地の確認を厳正に行うこと。

また、旅客の携帯品については、輸出貿易管理令第4条（特例）により特例扱いとなるが、無償の商品見本及び宣伝用物品の輸出については、規制の対象とされていることに留意するとともに、旅客の携帯品に偽装した不正輸出等に対応するため、関係機関、船会社及び航空会社等との情報交換を密にし、必要に応じ出国者の携帯品に対する厳正な取締りを実施すること。

3. 貴金属又は支払手段等の輸出許可事務における留意事項

税関における貴金属又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸出許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成18年11月14日財国第3363号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成21年7月7日財国第2466号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

また、貴金属又は支払手段等の輸出であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第19条第1項及び第2項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を仕向地とする貴金属又は支払手段等の輸出申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

4. 北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置における留意事項

北朝鮮に対する支払について、原則禁止とする措置が実施されていることから、北朝鮮向けの国際郵便物に係る税関の検査において、郵便物の中から現金等を発見した場合は、支払の禁止措置の該当性の判断など、その事務処理に際しては、厳正に取り扱うこと。

5. 厳格な法執行

北朝鮮への輸出禁止措置の実効性を確保するためには、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出の防止が重要であることから、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には、厳正に対処すること。

また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携、通関業者、船舶代理店等の関係業者からの情報収集について、より一層の充実を図ること。

経済産業省

官 印 省 略
20190408貿局第2号
平成31年4月12日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

北朝鮮に対する輸出入禁止措置の継続について

上記の件について、別添のとおり施行されることになるため、税関においても本改正等の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願ひいたします。

政令第百五十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年四月十三日」を「平成三十三年四月十三日」に改める。

別表第三の二中「ソマリア」の下に「、南スードン」を加える。

附 則

この政令は、平成三十一年四月十二日から施行する。

附 則		改 正 案	現 行
1・2	(略)		
3	平成三十三年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）」と、第四条第二項第一号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。	平成三十一年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。	平成三十一年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）」と、第四条第二項第一号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

別表第三の二（第四条関係）

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク
、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スー
ダン

別表第三の二（第四条関係）

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク
、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スー
ダン

○経済産業省告示第百号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつていいものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年四月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改正後	改正前
この告示による改正後の第二号の規定は、平成三十三年四月十 三日限り、その効力を失う。	この告示による改正後の第二号の規定は、平成三十一年四月十 三日限り、その効力を失う。	この告示による改正後の第二号の規定は、平成三十一年四月十 三日限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第一百一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年四月十二日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改正後
この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。	この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成三十一年四月十三日限り、その効力を失う。

経済産業大臣 世耕 弘成

○経済産業省告示第二百二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年四月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改正後	改正前	経済産業大臣 世耕 弘成
この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の 告白欄 の項の規定は、平成三十三年四月十二日限り、その効力を失う。	この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の 告白欄 の項の規定は、平成三十一年四月十三日限り、その効力を失う。	この告示による改正前の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の 告白欄 の項の規定は、平成三十一年四月十三日限り、その効力を失う。	この告示による改正前の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の 告白欄 の項の規定は、平成三十一年四月十三日限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第百三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年四月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改正後	改正前
この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。	この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年四月十三日限り、その効力を失う。	この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年四月十三日限り、その効力を失う。

財国第702号
平成28年2月25日

関税局長 佐川 宣寿 殿

国際局長 門間 大吉

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について

標記について、平成28年2月19日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払は、人道目的かつ10万円以下等の場合を除き、原則禁止することが決定されました。

これを受けて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第16条第1項又は第3項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」（平成10年3月大蔵省告示第97号）を改正し、平成28年2月26日より施行することとしました。

上記措置に関し、今般、総務省に対して別添事務連絡を送付しましたのでお知らせします。

つきましては、税関においても、国際局と連携のうえ、適切に対応して頂きますようお願いします。

【資料】

- 総務省に対する事務連絡

【別添】

平成 28 年 2 月 25 日

総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課国際企画室長 殿

財務省国際局調査課
外国為替室長

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について

標記について、平成 28 年 2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払は、人道目的かつ 10 万円以下等の場合を除き、原則禁止とすることが決定されました。

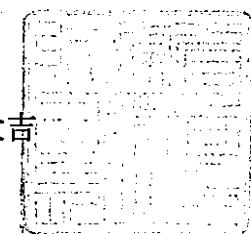
これを受け、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 16 条に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」（平成 10 年 3 月大蔵省告示第 97 号）を改正し、平成 28 年 2 月 26 日より施行することとしました。

つきましては、貴省が監督する日本郵便株式会社において、別添のリーフレットを活用しつつ、上記の閣議了解及び改正告示の趣旨を踏まえた適切な対応が行われますようお願いします。

財国第888号
平成28年3月11日

関税局長 佐川 宣寿 殿

国際局長 門間 大吉



外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る貴金属及び
支払手段等の輸出入規制について

1. 北朝鮮を仕向地とする貴金属の輸出については、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第19条第2項に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第19条第2項に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件」(平成18年財務省告示第443号)により、財務大臣の許可を受ける義務を課しているところである。

また、居住者又は非居住者による支払手段又は証券の輸出又は輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動(以下「北朝鮮の核関連計画等」という。)に寄与する目的で行われるものに関しては、「外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件」(平成21年財務省告示第225号)により、財務大臣の許可を受ける義務を課しているところである。

2. 平成28年3月3日、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)において、北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る資産の移転等の防止を求める安保理決議第2270号が採択され、同決議においては、北朝鮮からの金の調達の禁止を求めるとともに、規制対象とされる北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的で行われる資金の移転に金が含まれることが明記された。

これを受け、「外国為替及び外国貿易法第19条第2項に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件」の一部を改正し、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貴金属の輸入を財務大臣の許可制とする等の所要の措置を講じることとし、平成28年3月11日より実施することとした。

3. 税関においては、安保理決議及び外為法の規制の趣旨を踏まえ、国際局と連携の上、以下のとおり対応願いたい。

(1) 貴金属又は支払手段等の輸出入に係る措置

- イ 北朝鮮を仕向地又は原産地若しくは船積地域（以下「仕向地等」という。）とする貴金属（外為法第6条第10号に規定する貴金属をいう。）又は支払手段（同条第7号に規定する支払手段をいう。）若しくは証券（同条第11号に規定する証券をいう。）（以下「支払手段等」という。）の輸出入に関して、「外国為替令」（昭和55年政令第260号）第8条第1項又は第2項に基づく財務大臣の許可の申請があった場合には、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成18年11月14日財国第3363号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成21年7月7日財国第2466号）に基づき、適切に処理すること。
- ロ 北朝鮮を仕向地等とする輸出入及び第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入がなされることのないよう、中国等の周辺国を仕向地等とする貴金属若しくは支払手段等の輸出入申告があった場合又は税関の検査において貴金属若しくは支払手段等を発見した場合は、過去の輸出入実績等を勘案しつつ、輸出入者に対して、当該輸出入が北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的で行われるものであるか否かを厳正に確認すること。
- ハ 旅客から貴金属若しくは支払手段等に係る携帯輸出入届出が提出された場合又は税関の旅客への携帯品検査において貴金属若しくは支払手段等を発見した場合は、当該旅客の渡航先・渡航目的等を勘案しつつ、旅客に対して、当該輸出入が北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的で行われるものであるか否かを厳正に確認すること。また、届出書が提出された場合には、確認した内容を届出書の欄外に記載すること。

(2) その他

本通達に従って対応することが困難な事案が発生した場合には、個別に国際局と協議及び調整すること。